

令和4年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目で90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【商 法】

以下の第1問から第15問について、会社法の規定及び判例の趣旨に照らし、正しいもの、誤っているもの又は適切なものを1つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第1問 会社法の総則について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 会社法に基づき有限会社を新設することも可能である。
2. 会社が法人格を取得するには、行政官庁の許可を得なければならない。
3. 会社は自然人とは異なり、生命、身体、親族等に関する権利義務の主体になることはできない。
4. 会社の住所は、事実上の活動拠点にある。
5. 株式会社の親会社は、上場会社でなければならない。

第2問 株式会社の設立について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 法人は、発起人になることができない。
2. 株式会社の定款には、目的を記載し、又は記録しなければならない。
3. いわゆる変態設立事項は、定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。
4. 募集設立の場合には、発起人は、払込みの取扱いをした銀行等に対し、払込金の保管に関する証明書の交付を請求することができる。
5. 創立総会は、会社法第1章第9節に規定する事項及び株式会社の設立の廃止、創立総会の終結その他株式会社の設立に関する事項に限り、決議をすることができる。

第3問 株式及び株主等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 取締役に対する違法行為差止請求権は、少数株主権である。
2. 公開会社が、総株主の議決権数の2分の1を超える経営支配権の異動を伴う募集株式の割当てを特定引受人に行う場合、常に株主総会の決議による承認を受けなければならない。
3. 公開会社は、株主総会における議決権に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる。
4. 株式の併合をするとき、取締役は、株主総会において、株式の併合をすることを必要とする理由を説明しなければならない。
5. 最高裁判所の判例によれば、新株予約権の発行後に、株主総会の決議による委任を受けて定めた行使条件を変更する取締役会の決議は、原則として常に有効である。

第4問 株主総会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株主総会は、例外なく、招集のための手続を経ることなく開催することはできない。
2. 株主は、原則として株主総会において、株主総会の目的である事項（当該株主が議決権を行使することができる事項に限る）につき議案を提出することができる。
3. 株主総会の普通決議は、原則として議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
4. 取締役は、株主総会において株主から説明を求められた場合でも、正当な理由があれば説明を拒むことができる。
5. 株主総会の議長は、当該株主総会の秩序を維持し、議事を整理する。

第5問 株式会社の機関について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. すべての株式会社においては、取締役は3人以上でなければならない。
2. 指名委員会等設置会社は、監査役を置くことができる。
3. 公開会社でない会計参与設置会社であっても、監査役を置かなければならない。
4. 監査等委員会設置会社は、会計参与を置かなければならない。
5. 公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない。

第6問 取締役又は取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい
(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く)。

1. 代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
2. 取締役会設置会社において競業取引(会社法365条1項1号)をした取締役は、当該取引後遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役に報告しなければならない。
3. 最高裁判所の判例によれば、株主全員の同意があるときは、取締役と会社との間の利益相反取引に必要とされる取締役会の承認は要しない。
4. 取締役会設置会社の債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも裁判所の許可を得ることなく、取締役会の議事録等の書面等の閲覧又は謄写を請求できる。
5. 取締役会設置会社において取締役会は、取締役の数が6人以上であること及び取締役のうち1人以上が社外取締役であることという要件に該当する場合、特別取締役による取締役会の決議ができる旨を定めることができる。

第7問 監査役又は会計参与について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 法人であっても、監査役になることはできる。
2. 非公開会社における監査役の任期は、定款によって10年に伸長することができる。
3. 監査役会は、監査役の中から2人以上の常勤の監査役を選定しなければならない。
4. 会計参与は、自ら単独で、計算書類等を作成しなければならない。
5. 会計参与には、すべての取締役会への出席が義務付けられている。

第8問 株式会社の計算又は社債等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社の作成する会計帳簿には、元帳は含まれない。
2. 株式会社の計算書類には、事業報告は含まれない。
3. 株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権の項目に区分して表示しなければならない。
4. 剰余金の配当等に関する規定は、株式会社の純資産額が300万円を下回る場合には適用されない。
5. 社債管理者の資格は、銀行や信託会社等に限定されている。

第9問 持分会社について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 合資会社を設立しようとする場合には、その定款にその社員の全部を無限責任社員とする旨を記載し、又は記録しなければならない。
2. 持分会社の社員は、原則としてその持分を他人に自由に譲渡することができる。
3. 持分会社の社員の加入は、当該社員に係る定款の変更をした時に、その効力を生ずる。
4. 持分会社を退社した社員は、原則としてその持分の払戻しを受けることはできない。
5. 持分会社の社員は、当該持分会社の営業時間内はいつでも、会計帳簿の閲覧等の請求をすることができる。

第10問 会社の組織再編である株式交換について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式交換では、新しく完全親会社は設立されることはない。
2. 株式交換の手続において株式交換完全親会社は株式交換完全子会社の株主に対し、その株式に代わる対価として金銭等を交付することはできる。
3. 株式交換の手続においては、原則として反対株主の買取請求権が認められていない。
4. 株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の特別支配会社である場合、原則として株式交換完全子会社の株主総会の決議による株式交換契約の承認を要しない。
5. 株式会社の株式交換の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

第11問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

() においては、株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

1. 会計監査人設置会社
2. 種類株式発行会社
3. 会計参与設置会社
4. 取締役会設置会社
5. 大会社

第12問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社は、その発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において一個の()を行使することができる一単元の株式とする旨を定款で定めることができる。

1. 配当請求権
2. 議決権
3. 会計帳簿の閲覧権
4. 株主名簿の閲覧権
5. 株式買取請求権

第13問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

指名委員会等設置会社の監査委員会は、()の職務の執行の監査及び監査報告の作成等の職務を行う。

1. 執行役等
2. 監査役
3. 代表取締役
4. 会計監査人
5. 会計参与

第14問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社は、その成立後、()によって、定款を変更することができる。

1. 代表取締役の決定
2. 取締役の全員の決定
3. 取締役の過半数の決定
4. 監査役会の決議
5. 株主総会の決議

第15問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

公開会社において新株予約権発行の無効の訴えは、効力発生日から()以内に提起しなければならない。

1. 2週間
2. 3か月
3. 6か月
4. 3年
5. 5年

以 上

【民事訴訟法】

問1～10 [配点：各1点]

以下の各問いについて、内容が正しい場合には「1」を、誤っている場合には「2」を、それぞれ解答しなさい。なお、争いがある場合には判例によるものとする。

問1

所有権に基づく土地明渡請求訴訟において、原告が当該土地の使用を被告に許した事実を主張した場合、裁判所は、審理の結果、当該事実は真実と認められるとの心証にいたったときは、被告が当該事実を援用しなくても、当該事実を請求の当否の判断において斟酌すべきである。

問2

弁論準備手続では、争点および証拠の整理を行うために必要であれば、その限度で人証の取り調べをすることができる。

問3

反訴は本訴と密接な関係を有するから、反訴の提起後に本訴が取り下げられると、反訴の訴訟係属も反訴提起時にさかのぼって消滅する。

問4

公務員を証人として職務上の秘密について尋問する際に、当該公務員の監督官庁の承認が得られない場合であっても、裁判所が承認拒絶に相当な理由がないと認める場合には、当該公務員は証言を拒絶することができない。

問5

売買代金請求と離婚請求という異種手続間の併合は、たとえ当事者同士で合意したとしても、許されない。

問6

前訴判決の既判力の基準時前に既に発生していた建物買取請求権については、既判力の基準時後に行使してその効果を後訴で主張することが認められているのだから、これを前訴において行使する旨の主張は、時機に遅れた攻撃防御方法として却下の対象となることはない。

問7

最初の口頭弁論期日には、裁判所は、当事者に和解を勧誘することはできない。

問8

中間判決は、当事者の申立てがなくても、職権ですることができる。

問9

XのYに対する所有権に基づく土地明渡請求訴訟について請求棄却判決が確定した場合、Xが当該土地の所有者でないことについて既判力が生じる。

問10

裁判所は、請求の一部を認容する旨の判決を受けた原告に、訴訟費用の全部を負担させることができる。

問 11～20 [配点：各 3 点]

問 11 管轄に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 地方裁判所は、100 万円の貸金返還請求訴訟の第一審管轄裁判所になりうる。
- 2 専属管轄外の裁判所であることを看過してなされた判決は、責問権の放棄によりその瑕疵が治癒されるので、当事者は上訴審において専属管轄違反を主張することはできない。
- 3 知的財産高等裁判所は、特許権侵害に基づく損害賠償請求訴訟の第一審管轄裁判所になりうる。
- 4 管轄権のない裁判所に訴えが提起された場合でも、被告がその裁判所に出頭すれば応訴管轄が生じるため、その裁判所での裁判が可能となる。
- 5 当事者間の合意によって定められた専属的合意管轄は専属管轄の一種であるから、専属的合意管轄裁判所に提起された訴えについて、受訴裁判所が遅滞を避けるために移送することは許されない。

問 12 訴訟代理に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 弁護士である訴訟代理人が、業務停止の懲戒処分を受けたにもかかわらず、裁判所がそれを看過したため業務停止期間中に訴訟行為を行ったときは、その訴訟行為は無効である。
- 2 弁護士である訴訟代理人が、相手方当事者の協議を受けて賛助した事件について訴訟行為を行った場合には、当該相手方当事者は、遅滞なく異議を述べて、裁判所に対しその訴訟行為の排除を求めることができる。
- 3 当事者が弁護士 2 名を訴訟代理人に選任した場合、各弁護士は単独で訴訟行為をすることができない。
- 4 弁済の受領は訴訟行為ではないから、訴訟代理人は相手方当事者からの弁済を受領することはできない。
- 5 控訴は当事者にとって不利にはならないから、訴訟代理人は特別の授権がなくても控訴することができる。

問 13 選定当事者に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 訴訟係属前の選定の場合には、選定当事者は、選定者の訴訟代理人として訴訟行為を行う。
- 2 訴訟係属後の選定の場合には、係属中の訴訟の当事者である選定者は、相手方の同意を得たうえで訴訟から脱退することになる。
- 3 選定当事者の受けた判決の効力は、訴訟係属後に選定行為を行って訴訟を脱退した選定者に対しては及ばない。
- 4 選定当事者は、選定者からの特別の授権がない限り、請求の放棄・認諾をすることができない。
- 5 係属中の訴訟の当事者と共同の利益を有する訴外第三者は、その当事者を選定当事者として選定することができる。

問 14 期日に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 期日は、裁判長が、申立てによりまたは職権で指定する。
- 2 両当事者で合意すれば、期日はいつでも変更することができる。
- 3 裁判所は、訴訟の進行に関して当事者と協議する期日を開かなければならない。
- 4 第一回口頭弁論期日に原告のみが出頭したのに対し、被告は、公示送達による呼出を受けたにもかかわらず出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しなかった場合には、被告は原告の主張した事実を自白したものとみなされる。
- 5 証拠の申出をした当事者が証拠調べ期日に出頭しないときは、証拠調べをすることができない。

問 15 処分権主義に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、処分権主義に抵触するものを 1 つ選びなさい。

- 1 1,000 万円の貸金返還請求権のうち 100 万円についてのみ支払いを求めて訴えを提起すること。
- 2 300 万円の残債務の支払いを条件とする抵当権設定登記の抹消登記を請求する訴訟が提起された場合に、200 万円の残債務の支払いを条件とする抵当権設定登記の抹消登記を命じる判決をすること。
- 3 300 万円の支払いと引換えに建物明渡しを求める訴訟が提起された場合に、400 万円の支払いと引換えに建物の明渡しを命じる判決をすること。
- 4 100 万円の貸金返還債務のうち 30 万円を超えては債務が残存していないことの確認を求める訴訟において、40 万円を超えては債務は存在しないとの判決をすること。
- 5 借地契約の終了に基づき建物収去土地明渡しを請求する訴訟において、被告が建物買取請求権を行使した場合に、建物退去土地明渡しを命じる判決をすること。

問 16 訴えの利益に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 遺産確認の訴えは、ある財産が遺産に属するかどうかという事実の確認を求めるものであって、現在の権利または法律関係の確認を求めるものではないから、確認の利益は認められない。
- 2 被告が給付義務の存在を争っていない場合には、現在の給付の訴えの利益は認められない。
- 3 株主以外の者に新株引受権を与える旨の株主総会特別決議についての決議取消しの訴えは、同訴訟係属中に同決議に基づき新株発行が行われた場合には、訴えの利益を失う。
- 4 離婚の訴えは形成の訴えなので、離婚の効果は離婚判決の確定によって初めて生じるが、受訴裁判所は、離婚判決と同時に離婚の成立に伴う財産分与等についての裁判をすることができる。
- 5 債務者が債権者に対して提起した、債務が存在しないことの確認を求める訴えは、当該債務の履行を求める反訴が提起されている場合であっても、なお訴えの利益を有する。

問 17 相殺の抗弁に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 相殺の抗弁は、抗弁ではあるが、二重起訴禁止に触れる可能性がある。
- 2 相殺の予備的抗弁の成否は、最後に判断しなければならない。
- 3 相殺の予備的抗弁で全部勝訴した被告には上訴の利益がない。
- 4 相殺の抗弁が時機に遅れた攻撃防御方法として却下された場合には、相殺の抗弁について既判力は生じない。
- 5 被告の相殺の抗弁を認めて請求を棄却した原判決に対して、原告のみが控訴したときは、控訴審が原告の請求債権を不成立と判断した場合であっても、被告側から控訴ないし附帯控訴がない限り、原判決を取り消すことは許されない。

問 18 証明責任に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 ある事実について証明責任を負う当事者が十分な立証活動をしたときは、その証明責任は相手方当事者に移転する。
- 2 甲事実を前提事実、乙事実を推定事実とする法律上の推定が認められる場合に、一方当事者によって甲事実が証明されたときは、相手方当事者は、甲事実または乙事実についての裁判官の心証を真偽不明の状態に至らせることによって、推定を覆すことができる。
- 3 売買代金支払請求訴訟において、売買契約の成立については原告が、不成立については被告が、証明責任を負う。
- 4 貸金返還請求訴訟において、金銭授受は消費貸借契約ではなく贈与契約に基づくものだったと被告が主張する場合には、贈与契約の締結について、被告が証明責任を負う。
- 5 貸金債務は存在しない旨の確認を求める訴訟において、貸金契約に基づいて金銭を貸し付けたことについての証明責任は、被告が負う。

問 19 共同訴訟に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 Aの死亡によりBとCが共同相続した不動産について、Dが自らの所有を主張したため、BとCは共同して、Dを被告として、当該不動産がBとCの共有に属する旨の確認を求める訴えを提起した。この訴えにおいて、Dが当該不動産をAから買い受けた旨を主張したところ、Bはこれを否認したが、Cは特に争う態度を示さなかった場合には、Cはこの事実を自白したものとみなされる。
- 2 土地上の工作物の占有者および所有者を被告として、当該工作物の設置または保存の瑕疵に基づく損害賠償請求の訴えが提起された場合に、原告が同時審判の申出をしたときは、各事件の弁論および裁判は、分離しないでしなければならない。
- 3 同時審判の申出がある共同訴訟について、共同被告Y1に対して請求認容判決、共同被告Y2に対して請求棄却判決がそれぞれなされたのに対し、原告が控訴せず、Y1のみが控訴した場合には、Y2に対する判決についても確定が遮断され、控訴審に移審する。

- 4 甲が、乙に対しては貸金の返還を、丙に対しては乙の貸金債務を主債務とする連帯保証債務の履行を求めて、乙および丙を被告とする共同訴訟を提起した場合において、丙が期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しない場合であっても、乙が金銭消費貸借契約の成立について無権代理を主張して争い、裁判所が甲主張の代理人について代理権がなかった旨の心証を得たときは、裁判所は、乙に対する請求と丙に対する請求を、ともに棄却することができる。
- 5 XからY1、Y1からY2へと、実体的権利移転がないのに所有権移転登記がなされた場合において、XがY1とY2を共同被告として提起した所有権移転登記の抹消登記を求め訴えは、必要的共同訴訟である。

問 20 再審に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 原告が当事者能力を欠くことが看過されたまま請求認容判決がなされ確定した場合には、被告は、再審の訴えをもって不服を申し立てることができない。
- 2 訴訟担当者として訴えを提起した者が担当資格を欠くことが看過されたまま、請求棄却判決がなされ確定した場合には、実質的利益帰属主体は、その判決の効力が自己に及ぶことを争うことができない。
- 3 再審の訴えについては、再審事由があると主張されている終局判決を言い渡した裁判所に、専属管轄が認められる。
- 4 再審裁判所は、本案審理の結果、不服の申立てに係る判決を正当であるとするときは、再審事由が存するときでも、判決によって再審の請求を棄却する。
- 5 確定判決によって法律上の利益を害される第三者は、補助参加の申出をするとともに、補助参加人として再審の訴えを提起することができる。

以 上

【刑事訴訟法】

【問1】 弁護人についての以下の記述の内、正しいものを1つ選べ。

- 1 被告人は何時でも弁護人を選任することができるが、被疑者は逮捕された後でなければ弁護人を選任できない。
- 2 公訴の提起前にした弁護人の選任は、第1審においてもその効力を有し、公訴の提起後における弁護人の選任は、第2審においてもその効力を有する。
- 3 被告人の配偶者は、被告人の同意を得れば弁護人を選任することができる。
- 4 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。
- 5 弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならないが、これには例外はない。

【問2】 以下の令状の内、強制採尿を実施するための令状（強制採尿令状）の方式として正しいものを1つ選べ（最高裁判所の判例の見解による）。

- 1 身体検査令状
- 2 医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない旨の条件を付した鑑定処分許可状
- 3 身体検査令状と鑑定処分許可状の併用
- 4 搜索差押令状と鑑定処分許可状の併用
- 5 医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない旨の条件を付した搜索差押令状

【問3】 以下は判決で免訴の言渡しをしなければならない場合である。誤っているものを1つ選べ。

- 1 確定判決を経たとき。
- 2 犯罪後の法令により刑が廃止されたとき。
- 3 公訴が取り消されたとき。
- 4 大赦があったとき。
- 5 時効が完成したとき。

【問4】 以下の訴因変更についての記述の内、正しいものを1つ選べ。

- 1 裁判所は、検察官又は弁護人の請求があるときは公訴事実の同一性を害しない限度において起訴状に記載された訴因を変更しなければならない。
- 2 裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において起訴状に記載された訴因の変更を命ずることができる。
- 3 裁判所は、弁護人の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において起訴状に記載された訴因の変更を命ずることができる。
- 4 裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴状に記載された訴因の変更を許さなければならない。
- 5 裁判所は、弁護人の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において起訴状に記載された訴因の変更を許さなければならない。

【問5】以下記述の内、検察官の面前における被告人以外の者の供述を録取した書面（検面調書）について証拠とすることができる場合の要件ではないものを1つ選べ。

- 1 供述者の署名押印
- 2 供述者の公判期日における供述不能
- 3 供述者の公判期日における供述の、検面調書の供述との相反性
- 4 供述者の公判期日における供述よりも検面調書の供述を信用すべき特別の情況
- 5 供述者の検面調書の供述の、犯罪事実の存否の証明についての不可欠性

【問6】以下の記述は証拠排除の要件についての最高裁判所の判例の判旨である。□内に入る記述として誤っているものを1つ選べ。

証拠物は押収手続が違法□1□証拠物の証拠としての性格に鑑みると、その押収手続に違法があるとして□2□することは、事案の真相の究明に資する所以ではなく、相当ではない。しかし、他面において事案の真相の究明も□3□ものであり、ことに憲法35条が、憲法33条の場合及び令状による場合を除き、住居の不可侵、搜索及び押収を受けることのない権利を保障し、これを受けて刑訴法が搜索及び押収等について厳格な規定を設けていること、また、憲法31条が法の適正な手続を保障していること等に鑑みると憲法35条及びこれを受けた刑訴法218条1項当の所期する□4□があり、これを証拠として許容することが□5□場合においてはその証拠能力は否定されるものと解すべきである。

- 1 である場合、物それ自体の性質・形状に変異をきたすことはなくとも、その存在・形状等に関する価値が変化するのであるから、
- 2 直ちにその証拠能力を否定
- 3 個人の基本的人權の保障を全うしつつ、適正な手続のもとでされなければならない
- 4 令状主義の精神を没却するような重大な違法
- 5 将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる

【問7】以下の「逮捕する場合」の令状によらない搜索・差押えについての記述の内、誤っているものを1つ選べ。争いのある場合は最高裁判所の判例の見解による。

- 1 搜索・差押えは「逮捕する場合」を除いては令状によらなければならないが、「逮捕する場合」の「逮捕」には検察官、検察事務官又は司法警察職員の行う、現行犯逮捕、緊急逮捕、通常逮捕のすべてが含まれる。
- 2 被疑者を「逮捕する場合」には被疑者を逮捕するために、住居等に立ち入り、被疑者を搜索することも含まれる。
- 3 無令状の搜索・差押えの対象となる証拠物は、逮捕の理由とされた被疑事実に関する物に限定されない。
- 4 「逮捕する場合」とは単なる時点より幅のある逮捕する際をいうのであり、逮捕との時間的接着を必要とするけれども、逮捕着手時の前後関係はこれを問わない。
- 5 緊急逮捕をした場合において逮捕状が得られなかったときは差押物は直ちにこれを還付しなければならない。

【問 8】自白の補強法則に関する以下の記述の内、正しいものを1つ選べ。争いある場合は最高裁判所の判例の見解による。

- 1 無免許運転の罪について、運転行為のみならず、運転免許を受けていなかったという事実についても、被告人の自白のほかには、補強証拠の存在することを要する。
- 2 窃盗罪について、被告人の自白のほかには盗難被害届のみでは補強証拠として不十分である。
- 3 盗品関与罪について、被告人の自白である盗品であることの認識は主観的要素であるとしても補強証拠は必要である。
- 4 共同被告人の供述は自白を補強する証拠として不適合である。
- 5 強盗傷人罪について、致傷の事実について補強証拠があるだけでは足りず、補強証拠は犯罪事実の全部について必要である。

【問 9】以下の任意捜査としての取調べについての記述の内、誤っているものを1つ選べ。争いのある場合は最高裁判所の判例の見解による。

- 1 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の自宅等に赴き、警察署等への任意同行を求めることができる。
- 2 身柄を拘束されていない被疑者には、取調べのための出頭義務はないが、一旦、取調べに任意に応じた場合には取調べのための滞留義務がある。
- 3 任意捜査としての取調べは強制手段を用いてはならないだけでなく、それが用いられない場合においても社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において許される。
- 4 任意捜査においては被疑者に取調べに応じるよう様々な働きかけがなされることは避けられないが、この働きかけがすべて違法となるわけではない。
- 5 任意捜査としての取調べにおいても、被疑者に対し、あらかじめ自己の意見に反して供述する必要がない旨を告げなければならない。

【問 10】告訴に関する以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 犯罪により害を被った者は、告訴をすることができる。何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。
- 2 被害者の法定代理人は告訴することができるが、被害者本人の意思に反することはできない。
- 3 死者の名誉を毀損した罪については、死者の親族又は子孫は、告訴することができる。
- 4 親告罪について告訴をすることができる者がいない場合には、検察官は、利害関係人の申立により告訴をすることができる者を指定することができる。
- 5 告訴は、公訴の提起があるまでこれを取り消すことができる。告訴の取消をした者は、更に告訴することができない。

【問 11】 以下は公判前整理手続に付された事件を審理する場合の公判審理の特例についての記述である。誤っているものを1つ選べ。

- 1 弁護人がなければ開廷することはできない。
- 2 被告人又は弁護人は、証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるときは、冒頭陳述を行なわなければならない。
- 3 裁判所は、証拠調べの終了後、公判期日において公判前整理手続の結果を明らかにする。
- 4 検察官及び被告人又は弁護人は、やむを得ない事由によって公判前整理手続において請求することができなかつたものを除き、同手続終了後は証拠調べを請求することができない。
- 5 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人が公判前整理手続で証拠調べ請求しなかつたため同請求の制限をうけるときでも、必要と認めるときは職権で証拠調べをすることができる。

【問 12】 以下は被疑者勾留と被告人勾留の違いについての記述である。誤っているものを1つ選べ。

- 1 勾留期間について、被疑者勾留は原則として、勾留請求の日から10日、勾留延長が認められてさらに10日であるが、被告人勾留は公訴提起の日から2ヶ月で、1ヶ月ごとに更新される。
- 2 逮捕前置について被告人勾留では必要であるが、被疑者勾留では必要ではない。
- 3 被疑者勾留は検察官からの請求が必要であるが、被告人勾留では受訴裁判所が職権で判断するので同請求は不要である。
- 4 接見指定は、被疑者勾留では認められるが、被告人勾留では認められない。
- 5 保釈について、被疑者勾留では認められないが、被告人勾留では認められる。

【問 13】 以下の準現行犯人逮捕に関する記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 犯人として追呼されている者が、罪を行い終ってから間がないと明らかに認められるとき
- 2 贓物を所持している者が、罪を行い終ってから間がないと明らかに認められるとき
- 3 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡がある者が、罪を行い終ってから間がないと明らかに認められるとき
- 4 誰何されて逃走しようとする者が、現に罪を行い終った者であるとき
- 5 明らかに犯罪の用に供したと思われる凶器その他の物を所持している者が、罪を行い終ってから間がないと明らかに認められるとき

【問 14】 以下は証明の手續に関する記述である。誤っているものを1つ選べ。争いある場合は最高裁判所の判例の見解による。

- 1 「共謀」または「謀議」は、共謀共同正犯における「罪となるべき事実」ではないから、これを認めるには厳格な証明による必要はない。
- 2 刑の執行を猶予すべき情状の有無を判断するには証拠調べをした証拠のみによることは要しない。
- 3 刑の量定に関する事項については、記録上これを認むべき証拠があることをもって足り、判決に証拠を掲げて説明することを要しない。
- 4 「厳格な証明」とは、刑事訴訟法の規定により証拠能力が認められ、かつ、公判廷における適法な証拠調べを経た証拠による証明を意味する。
- 5 電報電話局長に対し逆探知資料の送付囑託を行うことの当否等を判断するため、右資料の存否という訴訟法的事実を認定するには自由な証明で足りる。

【問 15】 証人尋問に関する以下の記述の内、正しいものを1つ選べ。

- 1 証人の尋問を請求した者の尋問を主尋問と言い、立証すべき事項及びこれに関連する事項について行う。主尋問においては証人の供述の証明力を争うために必要な事項については尋問することができない。
- 2 証人の尋問を請求した者の相手方の尋問を反対尋問といい、主尋問に現われた事項及びこれに関連する事項及び証人の供述の証明力を争うために必要な事項について行う。反対尋問においては、必要があるときは、誘導尋問をすることができる。
- 3 証人の尋問を請求した者の相手方は、反対尋問の機会に、自己の主張する新たな事項について尋問することはできない。これには例外はない。
- 4 裁判所が職権で証人を取り調べる場合において、裁判長又は陪席の裁判官が尋問した後、訴訟関係人が尋問するときは、主尋問の例による。
- 5 訴訟関係人は、証人の記憶が明らかでない場合について、その記憶を喚起するため必要があるときは、裁判長の許可を受けて、証人の供述を録取した書面を示して尋問することができる。

以 上